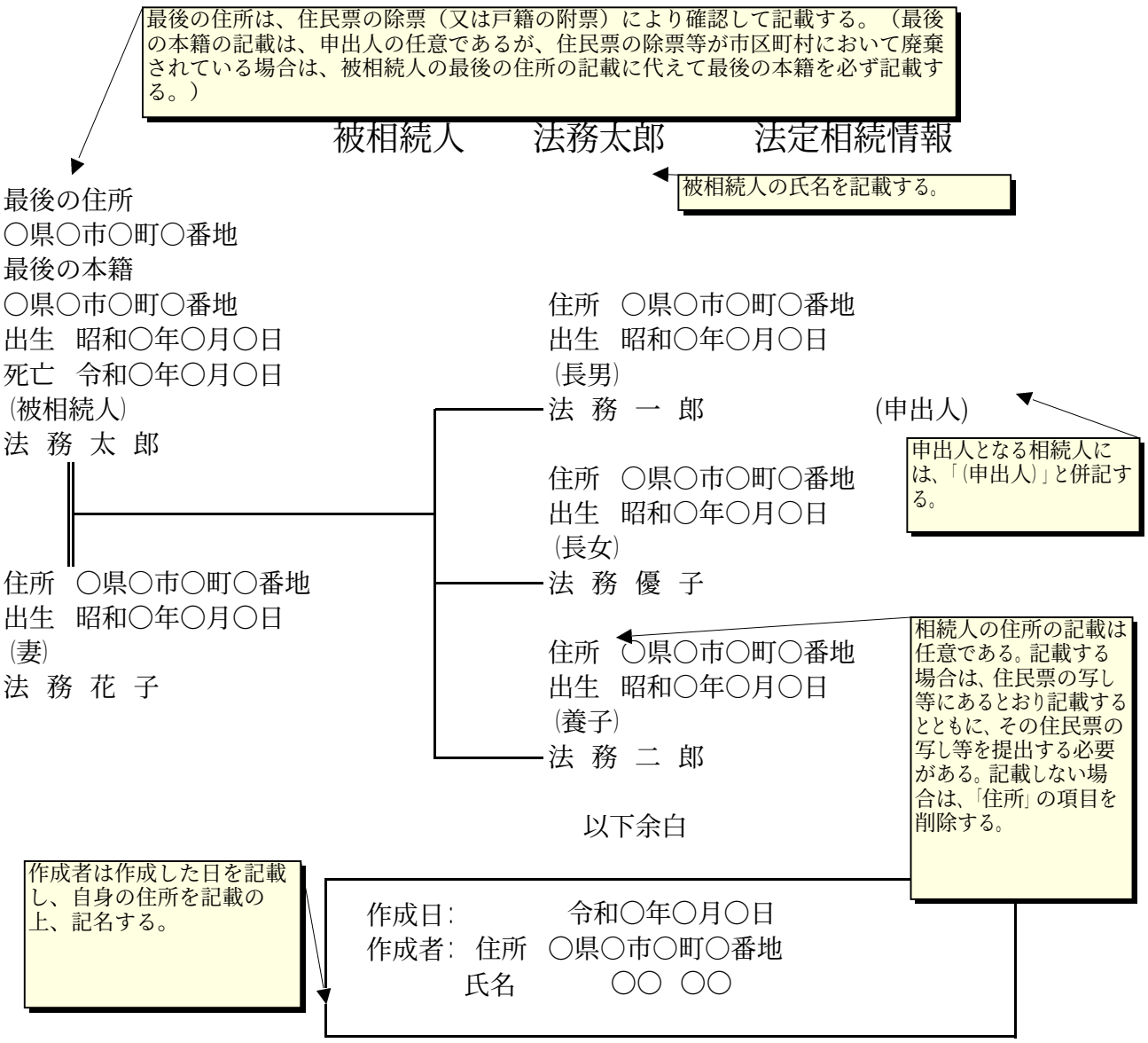



**<u>※相続税の申告の手続につきましても、法定相続情報一覧図の写しを申告書に添付することができますが、相続人である子に養子がいる場合は、その一覧図の写しに加えて養子の戸籍の謄抄本の添付も必要となります。詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。</u>**

※法定相続情報一覧図は、A4縦の用紙を使用してください。なお、下から約5cmの範囲に認証文を付しますので、可能な限り下から約5cmの範囲には記載をしないでください。紙質は、長期保存することができる丈夫なものにしてください。また、文字は、直接パソコンを使用し入力するか、又は黒色インク、黒色ボールペン（摩擦等により見えなくなるものは不可）で、楷書ではっきりと書いてください。